

○農林水産省告示第五百五号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第六十二の規定に基づき、平成二十八年九月八日農林水産省告示第七百十二号（カナダから発送されるところがらしの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和三年四月六日

農林水産大臣 野上浩太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
一・二（略） 三 輸送方法 指定地域内に所在する輸出港から船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。 四・五（略） 六 こん包及びこん包場所並びに一時保管施設 （削る） 七（一） （二） （略）	一・二（略） 三 輸送方法 船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。 四・五（略） 六 こん包及びこん包場所並びに一時保管施設 （一） （二） （三） 生果実は、タバコベと病菌の侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。 七（一） （二） （三） （略）